

第4次豊川市障害者福祉基本計画（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷するもの等についてはその内容を公表せず、意見等に対する市の考え方は示しません。

項目：計画策定の趣旨に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	新型コロナウイルスに係る記載について、本人の行動が記載されていない。支援者、家族だけでなく当事者の存在を明記して欲しい。	ご意見を踏まえ、計画（案）を下記のとおり変更いたします。 P. 1、20行目の中ほどから始まる記述を「障害のある方本人を始めその家族、サービス提供者、その他関係者が細心の注意を払い、感染防止対策を行うことが求められます。」に変更いたします。

項目：法的根拠と他の計画との関係に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	P. 3表中の社会福祉法を社会福祉六法に変えて欲しい。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 P. 3の表中における国や愛知県の法律や計画の記載については、表中央の本市の計画の根拠となるものや密接な関係にある内容のものを抜粋して掲載しております。そのうち、「社会福祉法」については、「第3次豊川市地域福祉計画」の根拠法として記載しております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

項目：計画の基本的な考え方に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
3	リハビリテーションという言葉の意味が分かりにくい。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 P. 27、1 基本理念 一般的な使われ方をする「医療的なリハビリテーション」と本計画における「リハビリテーション」を混同してしまうことを避けるため、図中にて説明させていただいています。本計画における「リハビリテーション」は、障害のある方の自立と社会参加の促進を目指すという考え方を指しています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

項目：分野３ 施策１ ②交流保育の実施に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
4	P. 39に「遊びや生活の場を共有し、」とあるが、現状を考えると、共有することを目指してという表現が適当ではないか。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 P. 39、②交流保育の実施 施策の展開における項目であり、目標を記載することになります。そのため、文中において「共有し」と表現させていただいております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

項目：障害者差別解消法の周知に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
5	障害者差別解消法について、法令等で罰則があることを周知してほしい。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 障害者差別解消法については、公的機関、民間事業者ともに、内容が正しく理解され、適切な配慮が提供されるよう広く周知する必要があり、ご意見をいただいた罰則に関する規定についても、その内容に含まれるものと考えております。 本計画におきましてはP. 54、分野8、施策4「障害を理由とする差別の禁止」において、「①公的機関における障害者への配慮」、「②民間事業者への周知啓発」を施策の展開に掲げており、理解促進に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

項目：用語説明に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
6	「児童発達支援」及び「児童発達支援センター」についての事業利用者は子供なので、子供を主体とした表現にして欲しい。	ご意見を踏まえ、計画（案）を下記のとおり変更いたします。 P. 64、用語説明 「児童発達支援」の用語説明を「地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける。」に変更いたします。 「児童発達支援センター」の用語説明の1文目を「地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける施設。」に変更いたします。

項目：障害者の表記に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
7	市内の人を指す場合、「障害者」より「障害のある人」の方が読みやすいので、修正を検討して欲しい。	ご意見につきましては、下記のとおり考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 障害者基本法に基づく計画書という性質上、国の障害者基本計画に準拠した表記とさせていただいております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。